

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第 2 1 号

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和 4 7 年市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

投票所の投票管理者	日額	1 2 , 8 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	日額	1 1 , 3 0 0 円
投票所の投票立会人	日額	1 0 , 9 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	日額	9 , 6 0 0 円
開票管理者及び選挙長	1 回	1 0 , 8 0 0 円
開票立会人及び選挙立会人	1 回	8 , 9 0 0 円

」を

「

投票所の投票管理者	日額	14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円
投票所の投票立会人	日額	12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円
開票管理者及び選挙長	1回	12,200円
開票立会人及び選挙立会人	1回	10,100円

」に、

「

いじめ問題対策専門委員会委員	日額	25,000円以内
いじめ重大事態発生時再調査委員会委員	日額	25,000円以内

」を

「

いじめ問題対策専門委員会委員	日額	30,000円以内
いじめ重大事態発生時再調査委員会委員	日額	30,000円以内

」に、

「

障害支援区分判定審査会委員	日額	25,000円以内
---------------	----	-----------

」を

「

障害支援区分判定審査会委員	日額	30,000円以内
---------------	----	-----------

」に、

「

介護認定審査会委員	日額	25,000円以内
-----------	----	-----------

」を

「

介護認定審査会委員	日額	30,000円以内
-----------	----	-----------

」に

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 この条例による改正前の条例の規定により、令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。